

## 新潟市水道技術管理補助者の職務に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市水道局水道技術管理者の設置及び職務等に関する規程（平成21年新潟市水道局管理規程第10号。以下「規程」という。）第4条に規定する水道技術管理補助者（以下「補助者」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助者)

第2条 補助者は、営業課長、計画課長、管路課長、給水装置課長、施設整備課長、浄水課長、水質管理課長、中央工事事務所長、秋葉工事事務所長をもってあてる。

(補助者の職務)

第3条 補助者の職務は、次の表に定めるところによる。

職務	補助者
規程第3条第1項第1号に規定する職務 (水道法第5条関係)	計画課長、管路課長、給水装置課長、施設整備課長、浄水課長、水質管理課長、中央工事事務所長、秋葉工事事務所長
規程第3条第1項第2号に規定する職務 (水道法第13条第1項関係)	計画課長、管路課長、給水装置課長、施設整備課長、浄水課長、水質管理課長、中央工事事務所長、秋葉工事事務所長
規程第3条第1項第3号に規定する職務 (水道法第16条関係)	営業課長、管路課長、給水装置課長、中央工事事務所長、秋葉工事事務所長
規程第3条第1項第4号に規定する職務 (水道法第20条第1項関係)	水質管理課長
規程第3条第1項第5号に規定する職務 (水道法第21条第1項関係)	浄水課長
規程第3条第1項第6号に規定する職務 (水道法第22条関係)	浄水課長、水質管理課長
規程第3条第1項第7号に規定する職務 (水道法第22条の3第1項関係)	計画課長、給水装置課長、浄水課長
規程第3条第1項第8号に規定する職務 (水道法第23条第1項関係)	計画課長、管路課長、給水装置課長、施設整備課長、浄水課長、水質管理課長、中央工事事務所長、秋葉工事事務所長
規程第3条第1項第9号に規定する職務 (水道法第37条前段関係)	計画課長、管路課長、給水装置課長、施設整備課長、浄水課長、水質管理課長、中央工事事務所長、秋葉工事事務所長

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、補助者に関し必要な事項は、技術管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。